

主任技術者の専任等に係る当面の取扱いについて

当面の間、主任技術者の専任要件を緩和します。

● 緩和措置の内容

請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事現場間の移動距離が 5 km 程度以内の同一業種の工事については、同一の専任の主任技術者が 2 件の建設工事を管理することができるものとします。

● 対象工事

- ・ 国、県、市町村等が発注する工事

※ただし、発注者により兼務が認められている場合に限る。

● 同一業種について

- ・ 各工事の発注業種区分が同じであることとします。

● 適用日

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日以降の公告分から適用

● その他留意事項

- ・ 兼務する場合は、技術資料として「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の提出が必要となります。
- ・ 専任の監理技術者には適用できません。
- ・ 適用日より前に入札公告を行った工事同士の兼務はできません。

問い合わせ先

県土整備部 県土整備政策局

技術調査課 企画調査班 073-441-3082